

2023年（令和5年）9月19日

部会員 各位

福岡県弁護士会北九州部会

部会長 小倉知子

事務職員定期健康診断受診のお願い

前略

部会員のみなさまには、いつも弁護士会務等につきご協力いただきありがとうございます。

さて、ご存じのとおり、労働安全衛生法第66条第1項では、「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断…を行わなければならない」と規定されており、同規則第44条では、事業者は、常時使用する労働者に対し、1年に1回、定期的に健康診断を行わなければならないとされています。また、この定期健康診断の受診は事業者の義務ですので、その費用は事業者が負担すると解されています。

各事務所ではすでに事務職員の定期健康診断の受診を実施していると思われませんが、念のため、上記事業者に該当する部会員のみなさまには、事務所の事務職員が定期健康診断を受診できるようご配慮くださるようお願いいたします。

草々